

### 【特徴1】

「まちづくり基本条例※1（仮称）」の制定は、第1次総合計画において地域自治を推進するために必要なルールを定めるよう施策展開の方針の1つとして掲げられ、地域づくりの中でも特に郷づくり事業に継続的に取り組むための担保の役割を帯びて制定の取り組みが開始した。

条例検討のための市民検討委員会で議論を交わす中で、地域づくり（第11条）のみではなく、総合計画（第8条）や行政評価（第14条）など、様々な項目を加えたいとの意見が出て、最終的に内容は最高規範に近いが、あくまで、まちづくりの基本となる考え方を示した条例であり、他条例との上下関係はない現在の「みんなですすめるまちづくり基本条例（以下「基本条例」という）」の形となった。

### 【特徴2】

「基本条例」は、より分かりやすい表現とするために字句修正を行う余地はあるが、各条文が本市のまちづくりの理念や基本となるルールと反する内容は認められない。

### 【特徴3】

本市では、まちづくりの基本となる考え方を示した理念条例となる「基本条例」の委任（第16条）を受けて地域づくり活動に必要な事項を「郷づくりの推進に関する規則※2」で定めている。

### 【特徴4】

本市では、市民参画や共働、地域づくり（コミュニティ・地域自治等）に特化した条例は存在しない。

### 【特徴5】

本市では、地域づくりの主体（郷づくり推進協議会・自治会）に対する交付金である「郷づくり推進事業交付金」については交付要綱※3で定めているが、多額の公金を投入する交付金については、条例及び交付金交付規則を作成し、条例に明文化する必要があるのではないかという指摘を市議会で受けており「基本条例」の改正の検討と並行して検討することとしている。

#### ※1：条例

条例とは、地方公共団体（都道府県や市町村など）の議会の議決によって制定される「自治立法」をいいます。「法」といえば、通常法律（国会で議決されたもの）を連想しますが、条例も法の一つです。

市は、その行う事務について、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができます。一方、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限するには、原則として条例によらなければならないとされています。また、市の条例は、その市の区域内のみで効力を有するものです。

## 福津市みんなですすめるまちづくり基本条例と関連法令等の特徴

### ※2：規則

規則とは、地方公共団体の執行機関などが独自に制定する「自治立法」をいいます。

例としては、市長が定める規則、教育委員会が定める規則や選挙管理委員会が定める規則などがあります。制定権の範囲は、「法令に反しないこと」、「その権限に属する事項であること」、「他の執行機関の権限に属する事項でないこと」です。

条例と同じく「自治立法」であり、条例の委任がなくても制定できるものがありますが、規則の多くは、条例の委任又は実施のための細目に関する事項について定めています。

### ※3：要綱

要綱とは、法令に基づく制度に関して、より細かな運用面において規定するもの、行政実務上の処理の方法等を規定するもの、行政指導の指針を定めるもの、補助金等の交付を定めるものなど、行政内部の一般的な準則を定めているものです。

国の法律や政省令及び都や市が定める条例、規則とは異なり、市民に対して直接法的な効果を及ぼすものではありません。